

事故を起こしてからじゃ遅い!

知っておこう

自転車に関する
法律・ルール

じつは自転車は道路交通法では「車両」として扱われ、
乗り方に関して定められている法律やルールを
守らなければ罰せられることもあります。
事故を起こしてケガをしたり、させたりする前に、
もう一度正しい自転車の乗り方を知っておきましょう。

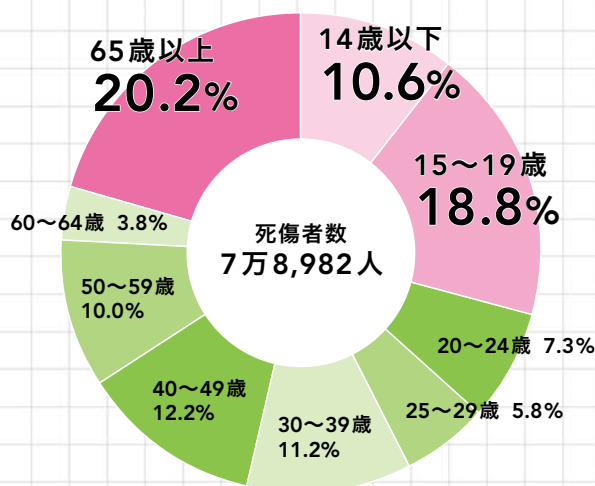
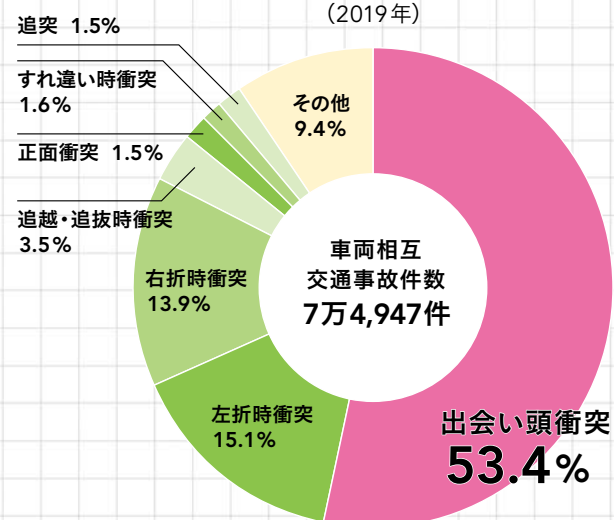


写真はイメージです

グラフで見る

自転車事故の
発生状況

自転車事故による死傷者数の半数が、
未成年者と65歳以上の高齢者です。
また、事故の内容は**出会い頭**での
車両との衝突が半数以上を占めています。

自転車乗用中の年齢別交通事故
死傷者数の割合
(2019年)自転車乗用中事故(車両相互)の
事故類型別交通事故件数の割合
(2019年)

出典：日本損害保険協会
「知っていますか?自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～」

加害者になってしまうと賠償金が生じることも

冒

頭にもあるとおり、自転車は道路交通
法上では**車両の一種(軽車両)**として
扱われます。そのため、法律違反をして事故
を起こすと**刑事上の責任**が問われます。また、
相手にケガを負わせたり、相手の財物を壊し
た場合は**民事上の損害賠償責任**も発生しま
す。この賠償責任は未成年でも免れることは
できません。

自転車での加害事故例(日本損害保険協会調べ)

判決認容額※

9,521万円

事故の概要

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)

※ 判決認容額とは、下記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。
裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

事故を
起こさない
ために

自転車に乗るときの基本ルール

「自転車安全利用5則」

(出典：警察庁HP「自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～」)



RULE

1

自転車は、**車道が原則**、
歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と
位置付けられています。

したがって、歩道と車道の区別が
あるところは**車道通行**が原則です。

RULE

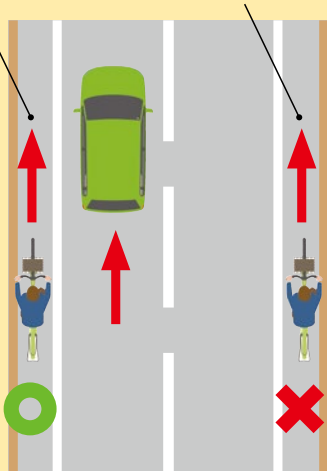
2

車道は**左側**を
通行

自転車は、**道路の左端に
寄って通行**しなければ
なりません。

左がわの路側帯

右がわの路側帯



RULE

3

歩道は**歩行者優先**で、
車道寄りを徐行

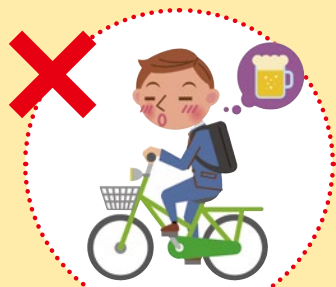
歩道を通行する場合は、**車道寄り**の
部分を**徐行**しなければなりません。

歩行者の通行を妨げるような場合は
一時停止しなければなりません。

RULE

4

安全ルールを守る



❌ 飲酒運転



❌ 二人乗り



❌ 並進の禁止



夜間は**ライト**を点灯



交差点での**信号遵守**と**一時停止・安全確認**

RULE

5

子どもは
ヘルメットを着用

幼児・児童を保護する責任の
ある方は、幼児を幼児用座席に
乗せるときや幼児・児童が自転車
を運転するときは、幼児・児童に
乗車用ヘルメットをかぶらせる
ようにしましょう。

!! ONE POINT!

自転車保険への加入を**義務化**する自治体が増えています

自転車事故における被害者救済の観点から、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化する動きが広がっており、多くの地方自治体で加入の義務化や努力義務とする条例が制定されています。

義務化の条例が制定されている自治体

埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県

努力義務としている自治体

茨城県、群馬県、千葉県

(出典：国土交通省HP「自転車損害賠償責任保険等への加入促進について」)

福島県、栃木県、新潟県では自転車保険への加入を義務化・努力義務としていません。(2020年9月現在)

!! PRESENT!

小冊子「自転車の安全な乗り方と
事故への備え」

プレゼント!

冊子をご希望の方は下記の
6ケタ番号を注文用紙
またはオンラインバルにて
ご記入ください。

134708

※3月2回企画のみ



※写真はイメージです

ささえあい・学びあい・たすけあう

LPAによる学習会を開催しています

これからのLPA活動について

(パルシステム千葉)

取材日／2020年11月9日

新 型コロナウイルス感染拡大防止のため、パルシステム千葉では昨年2月以降、LPA※による学習会などの活動を休止していました。

その間、社会的にオンライン会議のシステム等が普及してきたこともあり、パルシステム千葉のLPAグループも「新しい形」での活動ができないか検討を重ね、まずは“オンラインLPA講座”と題し、家計管理や保険の入り方などをテーマにしたLPAの座談会をプレ企画として開催しました。(座談会の配信は2020年11月26日に実施)

今後はオンラインのメリットを活かし、遠方の組合員でも参加しやすいLPA講座にもチャレンジしていく予定です。



左／LPA活動メンバーによる座談会オンライン配信についての会議の様子
下／パルシステム千葉 LPA (取材日の会議出席者)



※LPAとは 生協の全国組織である日本コープ共済連が実施する「LPA養成セミナー」を修了・合格した組合員、またはFP2級以上のファイナンシャル・プランナー資格を自ら取得し一定の研修課程を修了した組合員。